

一般質問

3人の議員から一般質問があり、町長、教育長の考えを問いました。

交通弱者対策は

澤田光子 議員



質問

高齢者で車の運転ができず、足腰が弱くなり買い物等に出かけたとも出かけられない、そうした日常生活に苦労している交通弱者が増えていきます。移動手段として自家用車が使えず、足の確保等が困難な65歳以上の人口は2025年に全国で598万人になるといわれています。住民の高齢化に伴い交通弱者が増えていくと懸念されているのは、せたな町においても同じと考えます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう交通弱者対策に本腰を入れて取り組まなければならないことから、少子高齢化が進む町で最も重

要な位置付けとして、高齢者の足の確保、また町民が等しくバスに乗れるように路線バスの空白地帯解消、公共施設への送迎バスの一元化、このことについて本格的な議論が必要と考えますが、町長の見解をお聞きます。

公共交通のあり方について様々な角度から研究・検討する

答弁 町長

日本全国の生活交通は山間部や過疎地域で存続の危機に瀕していて、車を運転できない高齢者等の地域住民にとって買い物、通院等に欠かせない移動手段がなくなり、生活基盤の危機が大きな問題になっています。

移動手段の確保は日常生活を送る上で大変重要であり、今後さらに高齢化や過疎化が進行することを見据えると、

より一層その必要性は高まると考えています。このことから、様々な地域で運行されているコミュニティバスの導入や、ドア・ツー・ドアによる乗り降り、路線延長による街中への乗り入れ、デマンド型バスなど現在よりも利用者の利便性を高める方法、公共交通空白地域の解消も視野に入れた町の公共交通のあり方について本腰を入れて様々な角度から研究・検討していく必要があると考えています。

新年度、関係各課が連携・協議する公共交通調整会議を設置したいと考えています。

※コミュニティバス

地方公共団体が運行に関与しているバス。

※ドア・ツー・ドア

自宅と目的施設のように、発着場所に制限が無い形態。

※デマンド型バス

利用者の需要に対応して運行する形態のバス。

再質問

平成27年2月28日現在のせたな町全体での65歳以上の人口は3580人、40・8%の高齢化率という現状で、何人が車の運転を続けていけるでしょうか。自分は運転ができると思っていますが、周りから止められてしまうことで、今まで自分の思うように出歩いていたことが、ある日突然出歩くことができない、家に閉じこもりになり人と会うこともない、そのことにより思わぬ病気も発生することになりかねません。

今、町民の高齢化に対応した地域の交通のあり方を探るための本格的な議論が最も必要です。早急に公共交通のあり方を話し合う協議会を立ち



患者輸送バス

上げ、現状の交通問題の聞き取り調査等の地道な作業を経て、実証実験、試験運行等を3年、5年と時間をかけ、将来を見据えて進めていく必要があります。進めていくうえで職員を1人専属で配置する考えはないのかお聞きします。

役場内で十分検討し
方向性を決める

再答弁 町長

町の公共交通は、それぞれ役割を持って運行していて、運行経路、運行時間、運行頻度等、複雑で一朝一夕に協議を進めることは容易ではありません。

役場内で十分検討を重ね、方向性を決めて必要に応じ次のステップである道路運送法に基づく地域公共交通会議、あるいは国土交通省の補助を受けるための地域公共交通確保維持改善協議会といった組織を設置する考えです。

なお、法定協議会の構成は地域住民・利用者を代表する町内会、老人クラブ、PTA

の代表者をはじめ北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局バス事業者等に役場関係課が加わって組織していくことになると考えています。

6次産業化の見通しは

大野 一 男 議員

さらに、農林水産業者が主体となつて6次産業化に取り組めるよう6次産業化ネットワーク活動交付金など多様な支援施策を用意しています。

質問



6次産業化は農林水産物の生産から加工販売まで手掛け、地域の特産品に付加価値をつけて農林水産業者の所得改善を図り、更に観光客集客や関連産業への波及効果も期待されています。

国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として本年度から農林水産業の成長産業化として6次産業の市場規模10兆円、就労者数5万人創出などの目標を掲げています。

答弁 町長

6次産業化は、農林漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図る上で有効だと考えています。

町では、これまで農業者が自ら生産した農畜産物に付加価値を付けるための加工施設である女性ふれあいセンター、瀬棚農畜産物加工センターの設置、販売するためのふれあい市場を設置し、6次産業化に向けた支援を行っています。

6次産業化は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図る上で有効なことを考えていますが、現状の農漁業者を取り巻く環境では厳しいと思っています。

また、農漁業者は流通や小売りに関して素人であるため、6次産業により加工販売を行い利益を上げることが難しいと推測され、いかにして他の商品と差別化し、付加価値を高めた商品を提供できるか、どのように商品の存在を消費者に伝えるかなど課題も多いのが現状です。

平成24年度に策定した農業

振興ビジョンでのアンケート調査では、農業者の9割が取り組む予定はないと回答していますが、町内には既に約16の農漁業の法人等が意欲を持

つて6次産業に取り組んでいて、さらに複数の法人等から相談を受けています。

今後も、6次産業化に取り組む意欲のある農漁業者に対しては、国の補助制度などの情報提供や調整役としてサポートをしていきたいと考えています。

再質問

当町において6次産業化の推進には多くの課題があると感じましたが、約16の団体の取り組みがあり、さらに意欲ある団体もあるとお聞きしました。

国は、6次産業化推進を農林水産業の成長産業化に向けた重要施策に位置付け、6次産業化推進による人口減少の克服や地域の活性化を、地方創生の起爆剤として大変注目しています。

また、意欲ある農林漁業者

が主体となって取り組む多様な支援メニューを用意しています。せたな町は受動的ではなく能動的にこうした支援策の活用を進めていくべきだと思います。

6次産業化ネットワーク活動交付金の概要には、市町村段階・行政・農林漁業・商工金融などの関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会等を策定し、その方針に沿って地域ぐるみで行う6次産業化の取り組みを支援していくとあります。

町もこうしたことを見据えて準備していただきたいと思っています。

取り組みが拡大する
よう支援をしていく

再答弁 町長

現状の取り組み実態をしつかりサポートし更に拡大が図られるよう様々な形で支援を考えていかなければならないと思います。

今回の補正予算に計上した6次産業化拠点施設構想策定

事業ですが、せたな町の現状及び地域資源調査として観光入込動向・周辺交通量などの把握、農産品や水産品・加工品・特産品や観光資源・人的資源を明らかにする。

次に既存施設の役割分担や連携方策について検討をする。また、施設の運営主体・運営方策を検討し雇用の創出など地域活性化に向け生産から加工販売、サービスまでを一定的に展開する6次産業化方策について検討する。

さらに、施設に求められている機能や施設の内容・規模を整理し、適当と考えられる地区におけるゾーニング・施設配置案・収支計画案について

て検討する。また、農協・漁協・商工会・観光協会などの関連団体や町民、生産者との意見交換を行い、せたな町に最も適した整備基本構想を取りまとめます。

優れた加工品、売れる商品づくりなどを目指していくことが大切だと思います。

町としても様々な角度から、もちろん国の様々な支援策も含めてしっかりとやっていきたいと思っています。

教育委員会制度改革についての 所見は

質問

教育委員会制度が59年ぶりに抜本改革され、教育行政における責任体制の明確化・教育委員会の審議の活性化・迅速な危機管理体制の構築・地域の民意を代表する首長との連携強化・いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることの明確化・等が図られるとしています。

改正の要点は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置・教育に関する「大綱」を首長が策定することなどです。

今回の改正の大きなポイントは、首長の教育行政への一定の関与が明確にされたことにあります。これにより教育の政治的中立性をこれまで以上に保ち、その慎重な運営がより求められると考えます。

二、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を議会の同意を得て、首長が任命する仕組みとしたこと。
三、児童生徒の生命・身体保護など緊急時の対応などについて、首長の責務が明確にされたこと。
これらの改正について、責任の重さを痛感しています。教育委員会の政治的中立性の確保ですが、4月から町長、教育長、教育委員などで構成される総合教育会議を設置し、学校や社会教育などの現状や課題について伺い、教育委員会と十分に連携を図り、支援していきます。

政治的中立性は保たれる

答弁 町長

今回の教育委員会制度の改正の大きなポイントは、次の3点です。

一、教育長を教育委員会のトップとし、教育行政の責任者としての教育長の立場を明確にしたこと。

大綱の策定は、教育・文化・スポーツなどに関する大綱を策定することになりますが、新たな教育推進計画が本年1月に策定されています。これは、せたな町の教育を進めるための重点施策等が盛り込まれた計画ですので、教育委員会の意見を尊重して、この教育推進計画を大綱として取り計りたいと考えています。制度改正後も教育委員会は、

自治法上の執行機関としての位置付けや教育委員会としての職務権限は変更されませんので、政治的中立性は保たれるものと考えています。

答弁 教育長

今回の制度改革において、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した、新教育長を置くことになりました。任期は現行の4年から3年に変わりますが、この4月1日以降に任期満了する教育長については経過措置として在任中は旧制度を適用することになっています。

この度の改正により教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消され、教育行政の最終責任者が新教育長に一本化されたことにより、教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能となり、緊急時に早期の対応が可能となったことについては一定の評価をしています。

また、教育行政の責任者と

しての責任の重さを感じています。

総合教育会議ですが、会議を通して町長に学校の様子や社会教育の実情などを伝えることができるので町長の意見を伺ったり、教育施策の協議がよい形でできるものと思います。

会議の透明性を図るために会議録を作成することになりましたが、教育委員会においては既に会議録の作成・公開をしているので、総合教育会議においても同様の扱いになると思います。

教育委員会の権限組織などですが、今回の改正においても、地方自治法上の執行機関としての位置付け、教育委員会としての職務権限は変更されていません。したがって、町長の意見は尊重しますが、最終的には教育委員会で決定することになりますので、政治的中立性は保つことができるものと考えています。

執行機関としての教育委員会の機能はそのまま残りますので、町長や町長部局との連

携を十分に図りながら、教育委員の皆さんとしっかりと意

見調整を行って教育行政の執行に努めて参ります。

瀬棚区の救急車配備は

熊野 主 税 議員

熊野 主 税 議員
ない事、瀬棚区の人口を考慮し対応出来る範囲で、日中だけでも瀬棚区に救急車の配備を検討する。と回答していますが具体的な配備計画をお示しいただきたい。



質問

まちづくり計画調査特別委員会では平成28年4月に新消防庁舎を北檜山区豊岡に移転

平日の日中に限り救急車を配置する

答弁 町長

瀬棚区で開催された町長と町内会長との懇談会で、救急車配備に強い要望が2年続けてあり、現人員の中で統合のメリットを最大限に生かしながら救急車の配備が出来ないか検討を指示しました。

特別委員会で、熊野議員から昼間3人ワンクルー配置という提案があり、分遣所には日中2人を配置する予定でしたので、あと1人配置すると

再質問

まちづくり計画調査特別委員会では、救急車の配備はしないというまちの提案どおり可決されましたが、町長の答弁ですと2年間は救急車の配備をするということで、瀬棚区民の不安の声が届いたものと一安心しました。

23名体制は当初33年の予定でなだらかに減少するはずでしたから、大分前倒しで減っていく事になります。消防職員は、職務柄、大変

なストレスとプレッシャーを受けています。23名体制では救急車1台出勤すると、非番の職員を召集し待機させることになり、非番公休時でも、いつ召集されるかというプレッシャーを受けることになりました。署員の人数については、瀬棚消防署と北檜山消防署が統合するという経験がないことであり、2年間で明らかになるいろんな問題を踏まえて、そのときにどうしたら瀬棚区に救急車の配備ができるかという観点から議論し進めていきたいと思います。

統合によるメリット 生かす

再答弁 町長

消防業務は、救急出動だけではなく、予防業務・啓蒙業務・消防水利の消火栓等の管理・応急手当普及講習会など、さまざまな業務があり、現状ではかなり窮屈な人員体制となっています。

統合による効率的な署員の配置により、24名体制まで瀬

棚区の救急は可能と申し上げましたが、ほかの業務を考えると非常に厳しい状態ですが、急激に救急車の配置がでなくなることは、町民、区民の不安も残ることから、何としても配置できる様に無理を承知で消防にはお願いをしています。

新体制での対応は、万全ではないと思いますが、統合により得られるメリットを生かし、地域住民の皆さんの負託に応えられるよう、車両も現在減らさず利用していきます。その上で、課題が出てきた際には、その時点で皆さん方のご意見を頂戴しながら、考えなければならぬと思っています。



せたな消防署瀬棚支署



委員会

レポート

総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成27年2月20日

二、調査項目

(1) 総務課所管

- ・ せたな町民の日の制定について
- ・ 人事院勧告に伴う給与改定について
- ・ せたな町行政手続条例の一部を改正する条例について
- (2) 町民児童課所管
- ・ せたな町子ども・子育て支援事業計画の概要について
- ・ せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

- ・ せたな町立保育所条例の全部改正について
- ・ せたな町立へき地保育所条例の一部改正について

- ・ せたな町学童保育所条例の一部改正について
- ・ 認定こども園の整備について

(3) 保健福祉課所管

- ・ せたな町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画について
- ・ 第4期せたな町障がい福祉計画について
- ・ せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・ せたな町瀬棚養護老人ホーム三杉荘の改築整備について

三、調査結果

(1) 総務課所管

町民の日創設の根拠や開催を予定している行事等の概要、人事院勧告による職員の給与の改定の概要、行政不服審査法等の改正による行政手続条例の一部改正の概要について調査しました。

(2) 町民児童課所管

せたな町子ども・子育て支援事業計画の概要、子ども・子育て支援法制定及び児童福祉法の改正により制定・改正される条例の概要、丹羽へき地保育所を閉所するための条例改正の概要、認定こども園に関する事業計画の概要について調査しました。

(3) 保健福祉課所管

せたな町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業の概要、第4期せたな町障がい福祉計画について、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築整備の概要や、施設の現状について調査しました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成27年1月23日

二、調査項目

(1) 産業振興課所管

- ・ 温泉ホテルきたひやまの運営について

(2) 大成総合支所産業建設課所管